

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年藤沢市条例第1号）の
一部を次のように改正する。

附則第2項中「期間（以下「対象期間」という。）の全部又は一部」を「労務に
服することができなくなった日」に改め、「（以下「適用期間」という。）」及び
「限り、当該適用期間内の対象期間について」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対する
国からの財政支援の対象が、適用期間内に当該手当金の支給が開始された者から同
期間内の感染又はその疑いにより労務に服することができなくなった者とされたこ
とに伴い、本市の傷病手当金の対象も同様とするため、所要の改正をする必要によ
る。